

兵庫県立大学人権啓発委員会規程

(趣旨)

第1条 兵庫県立大学に、学生にかかる人権問題等に関する事項を審議するとともに必要な措置を講ずるため、人権啓発委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 人権問題の啓発に関すること。
- (2) 地域改善問題の啓発に関すること。
- (3) ハラスメントの防止に関すること。
- (4) その他人権問題に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名した者
- (2) 学生部長
- (3) 学生副部長（東地区担当）及び学生副部長（西地区担当）
- (4) 第8条第1項に規定する委員会から選出された委員各1名。ただし、同条第2項に規定する委員会が設置された場合は当該委員会から選出された委員各若干名をもってこれに代えるものとする。
- (5) 事務局長
- (6) 事務局教育企画部長

(任期)

第4条 前条第2号から第4号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に規定する副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する学生副部長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、専門事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を設けることができる。
- 5 第2条第3号に掲げる事項の審議に関して専門部会を設ける場合にあっては、当該専門部会は、男女各2名以上の委員をもって組織しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(学部等委員会)

第8条 各学部、各研究科、政策科学研究所、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所及び地域ケア開発研究所（以下「学部等」という。）に当該学部等における人権問題等に関して必要な事項を審議し、又は実施することを目的とする委員会（以下「学部等委員会」という。）を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会の承認を得て、複数の学部等にまたがる学部等委員会を置くことができる。
- 3 前2項に規定する学部等委員会には当該委員会を構成する学部等外からの委員若干名を選任することができる。
- 4 その他学部等委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、当該学部等が定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局教育企画部教育企画課において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。